

6 人的支援策・財政措置策の課題

6-1 人的支援策

【課題】

- ・権限移譲の受け皿となる体制構築(人員配置や専門職採用等)が困難
- ・ノウハウの定着及び蓄積が困難

(参考)行政職員数推移 (「市町村ハンドブック」より)

	H22年度	H23年度	H24年度	H22とH24の差
市町村計	42,441	41,246	40,839	▲ 1,602
うち 市 計	40,619	39,440	39,043	▲ 1,576
うち 町村計	1,822	1,806	1,796	▲ 26

※政令市除く

【市町村から寄せられた主な意見】

- ・主に専門性や僅少性のある事務については、移譲時だけでなく移譲後において、一定期間内において府による定期的なフォローや個別事案を相談できる窓口の開設等、人的支援策の充実
- ・必要な人員の確保など、人材確保において市町村の意向を尊重できる方策の検討など、十分な人的サポートの実施
- ・実績がない(僅少な)事務における事務マニュアルの作成

【対応】

- ・現行の人的支援メニューの充実
- ・移譲後において、一定期間内の定期的研修の実施や市町村相互間のノウハウ・情報共有のための体制構築等を検討
- ・市町村間における広域連携の体制の構築

6-2 財政措置策

【課題】

- ・実施事務と個票の乖離、広域連携負担金と交付金との差 など
- ・市町村アンケートでは41団体中26団体から「権限移譲により財政的課題が生じている」と回答(分権担当課)  
※調査対象の約8割の事務で実際の事務の状況と比較して「乖離なし」と回答(各事務担当課)

【対応】

- ・移譲事務が定着した一定時間経過後に再検証し、必要に応じた改善を検討

移譲されて間もない事務もあり、サンプルが不足している  
今後、習熟度の改善により処理時間の短縮が見込まれること

7 特例市並みの権限移譲の取組み(まとめ)

- ◇大阪発“地方分権改革”ビジョンに基づく第1フェーズの目標(※約2,000条項の移譲を実現)の達成  
条項数:779条項(全国15位)(H21年4月時点) ⇒ 1,973条項(全国1位 ※大阪府独自調査による)(H24年4月現在)
- ◇市町村の体制強化や地域の実情に応じた身近な行政サービスの提供に寄与  
⇒サービスの向上につながり、移譲の効果があったといえる
- ・住民にとって、窓口が身近な市町村になったことにより、申請・届出が容易になり、相談もしやすくなったとの意見が多い
- ・市町村にとっても大阪府を経由することなく事務が完結し、処理時間の短縮につながったとの意見が多い
- ◇体制整備、移譲手続き等においても様々な課題が見られ、今後、権限移譲を進める際には、市町村の実情をより考慮し、十分協議してほしいとの意見が多い  
⇒市町村優先の徹底の考え方にに基づき、特例市並みの権限移譲の底上げの検討が必要
- ・移譲事務の定着を図るための支援方策の検討が必要

8 さらに権限移譲の推進に向けて

大阪発“地方分権改革”ビジョン 「市町村の役割拡大」

「市町村への権限移譲」

【第1フェーズ(H22～)】

- ・特例市並みの権限移譲の推進  
(※102事務 延べ2,762事務提案)  
※特例市権限事務(37)、第1次勧告による事務(75)、パッケージ事務移譲(34)など(重複あり)
- これまでの取組みとあわせて2,000条項の移譲を目指す

【第2フェーズ(H26～)】

- ・大阪府でなくては担えない事務を除く全ての事務を市町村に移譲
- 他府県移譲実績を踏まえ、府全権限(約8,000条項相当)のうち、半分(約4,000条項)を超える権限の移譲を目指す(「第1フェーズ」分含む)

「市町村の体制整備」

「将来的には中核市程度の規模に再編していくことが望ましい」

- ・市町村優先の徹底による権限移譲を推進していくためには、受け皿である基礎自治体の体制整備が極めて重要  
(⇒行財政基盤の強化を含めた体制整備並びに自主的な市町村合併、市町村間の広域的な連携が必要)

【中核市権限について】

- ・中核市権限の約半分にあたる「保健所事務権限」の移譲については、  
⇒すべての市町村への保健所設置権限の移譲については、人員・設備面において、厚生労働省との協議が必要
- ⇒市町村による保健所の共同設置については、保健所設置権限を有さない長等による広域連携の事務としてなじまないとの厚生労働省からの意見が出ている

「さらに権限移譲の推進」に向けての今後の取組

【市町村の体制整備】

- ・市町村の意見を踏まえると、規模や行財政状況に違いはあるが、現行体制で権限移譲を引き続き進めていくためには、一定限界がある
- ⇒市町村は、引き続き行財政改革を図るとともに、内部組織の共同設置といった市町村間の広域連携などを含めた体制整備が重要
- ⇒府は、広域連携など、体制整備に取り組む市町村に対し、具体的な提案や助言を行い、関係市町村間の調整を図るなど、積極的にコーディネート機能を発揮していくべきである

【市町村への権限移譲】

- ・第1フェーズの底上げ  
団体ごとに異なる移譲率のバラつき(50%~100%)の解消  
⇒市町村(特に未移譲事務を抱える団体)の意見を踏まえ、これまでに抽出された課題の解消
- ・一定期間内の定期的研修の実施
- ・市町村相互間のノウハウ・情報共有のための体制構築
- ・広域連携 等の検討
- ・第2フェーズに向けた取組み(国の動向を踏まえつつ、引き続きさらなる事務移譲を推進)  
他府県の移譲実績を踏まえ、地域の実情に応じた移譲を行うため、府は移譲可能な事務・権限を整理・提示

【効果】

- ・分権ビジョンに基づく第2フェーズの着実な推進(第1フェーズの取組みとあわせて4,000条項の移譲を推進)
- ・市町村の体制強化や地域の実情に応じた身近な行政サービスが提供できるような環境整備の促進

【課題】

- ・市町村にとって効果的・魅力的となる移譲事務の検討
- ・人的支援・財政支援策の検討